議第117号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

令和８年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

（下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期

改　正　後	改　正　前
満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

令和８年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第１条）

令和８年 12 月期の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

議会議員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期	2.325	2.325
12 月期	2.375	2.325
計	4.700	4.650

（第５条関係）

（２） 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第２条）

令和９年６月期以降の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

議会議員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期に支給の場合	2.350	2.325
12 月期に支給の場合	2.350	2.375
計	4.700	4.700

（第５条関係）

（３） この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則関係）